

2008年10月8日(水)	厚生労働省の対応(第8報)発表 ○新たな加工食品からメラミン検出			トッブトレデーイング(株)が輸入した「冷凍チョコクロワッサン」、「冷凍あんこクロワッサン」等4品目から自主検査でメラミンが検出されたため、千代田区に自主回収報告が提出された。		東京都食品 安全条例第 23条、24条
2008年10月10日(金)	厚生労働省の対応(第9報)発表 ○新たな加工食品からメラミン検出			大阪市が、収去検査で(株)エヌエス・インターナショナルが輸入した「ミルクソフトラキヤンデー」からメラミンが検出した旨の報道発表		
2008年10月16日(木)	厚生労働省の報道発表 ○中国産乾燥鶏卵からメラミン検出		飼料由来のメラミンであり、食品から2.5ppmを超えて検出する場合は、自主回収をするよう関係者に周知し、自治体に指示した。また、今後輸入される中国産鶏卵の自主検査をするよう検疫所に指示	千代田区に、三井物産(株)が輸入している乾燥全卵を自主検査したところメラミンが検出された旨の報告があった。		
2008年10月16日(木)	厚生労働省の対応(第10報)発表 ○新たな加工食品からメラミン検出			(株)ジャパンフードサービスが輸入した「フライドチキン(加熱食肉製品)」から自主検査の結果メラミンが検出		
2008年10月17日(金)	厚生労働省の対応(第11報)発表 ○新たな加工食品からメラミン検出			(株)陵川が輸入した「冷凍たこ焼き」等2品目から自主検査でメラミンが検出された。		

2008年10月20日(月)	厚生労働省の対応(第12報)発表 ○新たな加工食品からメラミン検出			(株)ザ・ベスト創食が輸入し、(株)サイゼリアが販売する「冷凍ピザ生地」から自主検査でメラミンが検出された旨の報告が埼玉県にあった。			
2008年10月24日(金)	厚生労働省の対応(第13報)発表 ○新たな加工食品からメラミン検出			埼玉県警が押収した「生キャラメル」((株)シヨッピンググひまわり 幸手香日向店販売加工)からメラミンが検出した旨の情報提供あり			
2008年10月28日(火)	厚生労働省の対応(第14報)発表 ○新たな加工食品からメラミン検出		輸入時の検査命令で、(株)チバフーズが輸入した「冷凍たこやき」からメラミン検出			食品衛生法 第26条	全量保管中
2008年10月29日(水)	厚生労働省の対応(第15報)発表 ○新たな加工食品からメラミン検出			(株)シントクが輸入した「冷凍たこ焼き」から自主検査でメラミンが検出された旨の報告が大田区にあった。		東京都食品安全条例第23条、24条	
2008年10月30日(木)	厚生労働省の対応(第16報)発表 ○新たな加工食品からメラミン検出		輸入時の検査命令で、(株)三忠が輸入した「冷凍たこやき」からメラミン検出			食品衛生法 第26条	全量保管中
2008年11月4日(火)	厚生労働省の対応(第17報)発表 ○新たな加工食品からメラミン検出		輸入時の検査命令で、(株)ザ・ベスト創食が輸入した「冷凍ピザ生地」から自主検査でメラミンが検出された。			食品衛生法 第26条	全量保管中

2008年11月5日(水)	厚生労働省の対応(第18報)発表 ○新たな加工食品からメラミン検出	輸入時の検査命令で、(株)パントーネシステムが輸入した「冷凍パン生地」から自主検査でメラミンが検出された。			食品衛生法 第26条	全量保管中
2008年11月6日(水)	厚生労働省の対応(第19報)発表 ○新たな加工食品からメラミン検出	輸入時の検査命令で、ワールドフーズ(株)が輸入した「イカとチーズの磯辺揚げ」から自主検査でメラミンが検出された。			食品衛生法 第26条	全量保管中
2008年11月7日(金)	厚生労働省の対応(第20報)発表 ○新たな加工食品からメラミン検出	① 輸入時の検査命令で、(株)八千代商事が輸入した「冷凍ミニチーズドッグ」から ② 輸入時のモニタリング検査で、(株)エヌエス・インターナショナルが輸入した「チーズクレームクラッカー」等2品目から ③ 輸入者の自主検査で、(株)シントクが輸入した「冷凍たこ焼き」及び(有)碧商事が輸入した「冷凍ブロッケン」から それぞれメラミンが検出された。			食品衛生法 第26条	
2008年11月14日(金)	厚生労働省の対応(第21報)発表 ○新たな加工食品からメラミン検出			(株)エヌエス・インターナショナルが輸入した「ロレオショコラクリーム」等2品目から自主検査でメラミンが検出された旨の報告が大阪市にあった。		自主回収

2008年11月20日(木)	厚生労働省の対応(第22報)発表 ○新たな加工食品からメラミン検出		(株)エヌエス・インターナショナルが輸入した「コーヒークリームクッキー」から自主検査でメラミンが検出された旨の報告が大阪市にあった。			自主回収
2008年11月27日(木)	厚生労働省の対応(第23報)発表 ○新たな加工食品からメラミン検出		(株)エヌエス・インターナショナルが輸入した「チーズクリームクッキー」から自主検査でメラミンが検出された旨の報告が大阪市にあった。	食品衛生法 第54条		大阪市の回収命令

表3: 中国餃子事例に基づく対応別食品衛生監視員に必要な能力

分類	食品衛生監視員の役割、業務、要した能力
1. 事件の探知・受理	○休祝日を含めた危機管理・連絡体制
	○有症苦情に対する被害者対応能力
	○事件の異常性を認知する能力
	○医師からの届出に対する対応能力
2. 調査計画	○関係機関(薬務部門等)への情報共有体制
	○医療機関との情報交換
	○事件性が疑われた場合、警察との調整能力
	○検査項目を適切に設定する能力
3. 初動調査体制の確立	○調査体制の確立
4. 保健所の調査並びに情報の収集	○食中毒事件に対する迅速な処理能力
	○検査部門との調整能力
5. 調査結果の検討と対応	○関係機関との調整能力
	○情報に基づく冷静で客観的な対応能力
6. 原因食品・病院物質の推定	○原因物質の情報収集
7. 行政処分・指導等	○事業者に対する指導能力
8. 報告	○関係自治体との情報共有体制
	○議会対応能力
9. 報道発表	○マスコミ対応能力
	○検査部門との報道発表に供する資料の調整
	○消費者からの問い合わせ等に対する対応能力

表4: 中国餃子事例に基づく対応別、職責別食品衛生監視員に必要な能力

分類	食品衛生監視員の役割、業務、要した能力	部長(所長)	課長	担当者
1. 事件の探知・受理	○休祝日を含めた危機管理・連絡体制	○	△	
	○有症苦情に対する被害者対応能力			○
	○事件の異常性を認知する能力	△	△	○
	○医師からの届出に対する対応能力			○
2. 調査計画	○関係機関(薬務部門等)への情報共有体制			○
	○医療機関との情報交換	○	○	
	○事件性が疑われた場合、警察との調整能力		○	○
	○検査項目を適切に設定する能力			○
3. 初動調査体制の確立	○調査体制の確立		○	
4. 保健所の調査並びに情報の収集	○食中毒事件に対する迅速な処理能力			○
	○検査部門との調整能力		○	○
5. 調査結果の検討と対応	○関係機関との調整能力	○	○	△
	○情報に基づく冷静で客観的な対応能力	○	○	○
6. 原因食品・病院物質の推定	○原因物質の情報収集			○
7. 行政処分・指導等	○事業者に対する指導能力			○
8. 報告	○関係自治体との情報共有体制	○	○	○
	○議会对応能力	○	○	
9. 報道発表	○マスコミ対応能力	○	○	
	○検査部門との報道発表に供する資料の調整			○
	○消費者からの問い合わせ等に対する対応能力			○

表5:三宅島火山噴火事例に基づく段階別に食品衛生監視員に必要な能力

	食品衛生監視員の役割、業務、要した能力
1 噴火開始から全島避難まで	緊急所内体制の確立
	状況判断に必要な情報収集能力
	被災状況を的確に把握し、被災地域の衛生状態が判断できる能力
	今後の対応を予測し、連携が必要な関係機関との調整能力
	関係機関との体制等を踏まえ、対応の優先順位をつける能力
	情報に基づく冷静で適切な対応能力
	避難所への食中毒予防に関する指導能力
	食品取扱施設に対する監視指導能力
2 全島避難中の三宅島の食品衛生対策	被災者対応能力
	状況判断に必要な情報収集能力
	被災状況を的確に把握し、被災地域の衛生状態が判断できる能力
	今後の対応を予測し、連携が必要な関係機関との調整能力
	情報に基づく冷静で適切な対応能力
	食品取扱施設に対する監視指導能力
3 三宅島の帰島に関する対応	防災関係者への食中毒予防に関する普及能力
	状況判断に必要な情報収集能力
	被災状況を的確に把握し、被災地域の衛生状態が判断できる能力
	今後の対応を予測し、連携が必要な関係機関との調整能力
	情報に基づく冷静で適切な対応能力
4 帰島後の食品衛生対策	再開する食品取扱施設に対する情報提供能力
	食品取扱施設に対する監視指導能力
	状況判断に必要な情報収集能力
	平常業務体制の確立
	平常業務移行への調整能力
	情報に基づく冷静で適切な対応能力
	食品取扱施設に対する監視指導能力

表6: 三宅島火山噴火事例に基づく段階別、職責に応じた食品衛生監視員に必要な能力

	食品衛生監視員の役割、業務、要した能力	部長(所長)	課長	担当者
1 噴火開始から全島避難まで	緊急所内体制の確立	○	△	
	状況判断に必要な情報収集能力	△	○	△
	被災状況を的確に把握し、被災地域の衛生状態が判断できる能力		○	
	今後の対応を予測し、連携が必要な関係機関との調整能力	○	△	
	関係機関との体制等を踏まえ、対応の優先順位をつける能力	○		
	情報に基づく冷静で適切な対応能力	○	○	○
	避難所への食中毒予防に関する指導能力			○
	食品取扱施設に対する監視指導能力			○
	被災者対応能力			○
	状況判断に必要な情報収集能力	△	○	△
2 全島避難中の三宅島の食品衛生対策	被災状況を的確に把握し、被災地域の衛生状態が判断できる能力		○	
	今後の対応を予測し、連携が必要な関係機関との調整能力	○	△	
	情報に基づく冷静で適切な対応能力	○	○	○
	食品取扱施設に対する監視指導能力			○
	防災関係者への食中毒予防に関する普及能力			○
	状況判断に必要な情報収集能力	△	○	△
	被災状況を的確に把握し、被災地域の衛生状態が判断できる能力		○	
	今後の対応を予測し、連携が必要な関係機関との調整能力	○	△	
	情報に基づく冷静で適切な対応能力	○	○	○
	再開する食品取扱施設に対する情報提供能力			○
3 三宅島の帰島に関する対応	食品取扱施設に対する監視指導能力			○
	状況判断に必要な情報収集能力	△	○	△
	被災状況を的確に把握し、被災地域の衛生状態が判断できる能力		○	
	今後の対応を予測し、連携が必要な関係機関との調整能力	○	△	
	情報に基づく冷静で適切な対応能力	○	○	○
	再開する食品取扱施設に対する情報提供能力			○
	食品取扱施設に対する監視指導能力			○
	状況判断に必要な情報収集能力	△	○	△
	平常業務体制の確立	○	△	
	平常業務移行への調整能力	△	○	
4 帰島後の食品衛生対策	情報に基づく冷静で適切な対応能力	○	○	○
	食品取扱施設に対する監視指導能力			○

表7：メラミン事件における職責別必要とされる能力

分類	食品衛生監視員の役割、業務、要した能力	部長	課長	担当者
1 事件の探知・受理	○休祝日を含めた危機管理・連絡体制	○	△	○
	○情報収集、分析体制	△	△	○
2 調査計画	○関係機関（病院、福祉部門等）への情報共有体制			○
	○事件性が疑われた場合、警察との調整能力		○	○
	○検査項目を適切に設定する能力			○
3 初動調査体制の確立	○調査体制の確立		○	○
4 保健所の調査並びに情報の収集	○住民等への相談、指導対応能力	△	○	○
	○事業者への調査能力		△	○
5 調査結果の検討と対応	○関係機関との調整能力	○	○	○
	○情報に基づく冷静で客観的な対応能力	○	○	○
6 原因食品・混入物質の推定	○原因物質の情報収集			○
7 行政処分・指導等	○事業者に対する指導能力			○
8 報告	○関係自治体との情報共有体制	○	○	○
	○議会对応能力	○	○	△
9 報道発表	○マスコミ対応能力	○	○	△
	○検査部門との報道発表に供する資料の調整			○
	○消費者からの問い合わせ等に対する対応能力			○

表8：中国餃子事例に基づく食品衛生監視員に求められる職務権限と職責別能力

分類	食品衛生監視員の役割、業務、要した能力	部長(所長)	課長	担当者	
マネジメント能力	1. 事件の探知・受理	○	△		
	3. 初動調査体制の確立		○		
	8. 報告	○	○		
	9. 報道発表	○	○		
	実務能力	1. 事件の探知・受理			○
			○	△	○
					○
		2. 調査計画			○
		4. 保健所の調査並びに情報の収集			○
5. 調査結果の検討と対応				○	
6. 原因食品・病院物質の推定		○	○	○	
7. 行政処分・指導等				○	
9. 報道発表				○	
組織強化能力	2. 調査計画	○	○		
	4. 保健所の調査並びに情報の収集			○	
	5. 調査結果の検討と対応	○	○	△	
	8. 報告	○	○	○	
		○	○	○	
				○	
				○	
				○	

表9 三宅島火山噴火事例に基づく能力別、職責別必要な能力

	食品衛生監視員の役割、業務、要した能力	部長(所長)	課長	担当者
マネジメント能力	危機管理体制の確立	○	△	
	平常業務体制の確立	○	△	
実務能力	情報に基づく冷静で適切な対応能力	○	○	○
	食品取扱施設に対する監視指導能力			○
	避難所への食中毒予防に関する指導能力			○
	被災者対応能力			○
	防災関係者への食中毒予防に関する普及能力			○
	再開する食品取扱施設に対する情報提供能力			○
	状況判断に必要な情報収集能力	△	○	△
	被災状況を的確に把握し、被災地域の衛生状態が判断できる能力	△	○	△
	今後の対応を予測し、連携が必要な関係機関との調整能力	○	△	
	関係機関との体制等を踏まえ、対応の優先順位をつける能力	○	○	
組織支援能力	平常業務移行への調整能力	△	○	

表10：メラミン事件の解析に基づく能力別、職責別に必要とされる能力

能力	分類	食品衛生監視員の役割、業務、要した能力	部長	課長	担当者
マネジメント能力	1 事件の探知・受理	○ 休日を含めた危機管理・連絡体制	○	△	○
	3 初動調査体制の確立	○ 調査体制の確立		○	○
	8 報告	○ 議会対応能力	○	○	△
	9 報道発表	○ マスコミ対応能力	○	○	△
	1 事件の探知・受理	○ 情報収集、分析体制	△	△	○
	2 調査計画	○ 検査項目を適切に設定する能力			○
	4 保健所の調査並びに情報の収集	○ 住民等への相談、指導対応能力	△	○	○
	5 調査結果の検討と対応	○ 事業者への調査能力		△	○
	6 原因食品・混入物質の推定	○ 情報に基づく冷静で客観的な対応能力	○	○	○
実務能力	7 行政処分・指導等	○ 原因物質の情報収集			○
	9 報道発表	○ 事業者に対する指導能力			○
	2 調査計画	○ 検査部門との報道発表に供する資料の調整			○
	5 調査結果の検討と対応	○ 消費者からの問い合わせ等に対する対応能力			○
	8 報告	○ 関係機関（病院、福祉部門等）への情報共有体制			○
		○ 事件性が疑われた場合、警察との調整能力		○	○
		○ 関係機関との調整能力	○	○	○
		○ 関係自治体との情報共有体制	○	○	○
組織強化能力					

三宅島噴火災害と食品衛生監視員の対応

平成 12 年 6 月 26 日に端を発した三宅島の噴火災害は、同年 9 月から 4 年 5 ヶ月の全島避難を経て、平成 17 年 2 月 1 日、三宅村長による避難指示解除により島民の帰島が開始され、7 月には災害活動は終息した。この間の保健所食品衛生監視員の対応の概要は以下のとおり。

1 噴火活動開始から全島避難まで（平成 12 年 6 月 26 日～平成 12 年 9 月 4 日）

噴火活動により警戒区域・避難勧告区域に指定された住民が避難所での生活を余儀なくされた。

(1) 食品の取り扱いに関する指導等

このため、環境衛生監視員と合同で衛生監視班を編成し、炊き出し等による食品の取扱い、調理従事者の手洗い、飲料水の消毒について重点的に指導し避難所の健康安全の確保を図ると共に、住民に対して臨時保健所便りを配布し、弁当の早期喫食、手洗いの勧奨等の食中毒予防を啓発した。

(2) 飲食店等へ巡回指導等

地震による停電や断水が島の各地で生じたため島内の飲食店・民宿などの営業施設に対して巡回衛生指導を実施し、その後、9 月 1 日、火砕流の発生など火山活動の激化により三宅島全島避難が決定され、9 月 4 日、最後の避難船で保健所職員も三宅島を退去する。（自衛隊による避難所での炊き出し）

2 全島避難中の三宅島の食品衛生対策（平成 12 年 9 月 4 日の保健所職員三宅島退去から平成 17 年 1 月 1 日の保健所島内業務再開まで）

全島避難後も島内の復旧作業は継続され、13 年 5 月には火山ガスに対応できる「クリーンルーム」（脱硫装置を設置した部屋）が完成し防災関係者の駐在が可能となった。島内に常駐する防災関係者の数も増え続け、最盛期には 900 人となる。これらの駐在員の食生活を支えるため、平成 13 年 7 月に、阿古地区に村の給食センター施設を利用した仕出し弁当店の開設に伴い三宅島における食品衛生監視業務が再開。

全島避難中の三宅島のなかに、集団給食施設、飲食店、生鮮食品販売店、民宿施設が順次開設され、最終的には 14 施設、21 許可業態が営業。

食品衛生担当者は、定期的に三宅島に渡り、これらの施設に対する、営業許可業務、施設の衛生管理や食品の取扱状況、販売される食品の適正表示等の監視指導を中心に活動を行い、島内防災関係者の食の安全の確保を図る。

平成 16 年 6 月には、島内の三宅村活動火山対策避難施設で、島内で食品関連業務に携わる事業者等に対し食中毒予防を目的とした衛生講習会を開催

表 1

	営業施設数	三宅渡島回数	延べ監視件数	細菌検査件数
2000年	0	0	0	0
2001年	2	3	4	70
2002年	7	8	41	180
2003年	14	10	105	299
2004年	14	2	39	216
累計	37	23	189	756

3 三宅島の帰島に関する対応（平成16年7月から平成16年10月）

平成16年7月、三宅村が翌年2月に避難指示を解除する方針を打ち出し、11月からは、一般島民に先立ち食品関係業者を含む商工業者の先行帰島を認めた。このため、全島避難前に営業していた全ての業者にアンケートを行い業者の再開意思を確認した。早期に営業を再開する業者に対しては、都庁内で衛生講習会を開催し、避難中に失効した許可の取扱い、申請手数料の減免措置、最新の食品衛生事情等について情報提供を行なった。

4 帰島後の食品衛生対策（平成16年11月1日から平成17年7月末）

平成16年11月、商工業者の先行帰島に合わせる形で保健所の島内業務が一部再開され食品衛生監視員も三宅島に常駐して業務を行なうこととなった。営業を再開する施設については、随時、施設に立入り被災状況を確認したうえで、施設基準の遵守と食の安全に留意した食品の提供を指導した。営業再開後も適宜、スタンプ検査を含む巡回監視指導を実施し衛生管理状況の確認を行い、必要に応じて改善を指導した。この間の実績は表2のとおりである。火山性ガスや泥流の影響で大幅な修繕や改築が必要な施設も多く、被害の激しさを物語っていた。また、未だ火山性ガスの濃度の高い地区では移転を余儀なくされた施設も見受けられた。

表2 食品衛生監視の実績（保健所島内業務再開後：平成16年11月～平成17年7月）

営業再開施設数 営業施設数※ 延べ監視件数 スタンプ検査数

	営業施設数	営業施設数	延べ監視件数	細菌検査件数
2004年 11月	6	20	63	
12月	4	26	25	
2005年 1月	6	32	34	117
2月	11	43	37	411
3月	14	57	30	216
4月	16	73	37	111
5月	4	78	17	165
6月	5	83	58	1002
7月	9	93	22	48
累計	75	93	323	2070

※営業施設数は新規の営業所開設や営業開始後の移転や廃業等を踏まえた実数

5 対策終了

平成12年6月から継続してきた食品衛生監視員の噴火災害対策に対する活動は、17年3月31日の東京都現地災害対策本部三宅地方隊保健課の解散、17年7月の三宅村の帰島関連業務の終了等を受け、避難指示解除から半年が経過した17年7月末をもって一応の終結にいたった。しかし、17年8月以降も、三宅島では未だ火山活動が継続中であり、島民の生活の復旧も道半ばである。

食品衛生監視員に与えられた業務は責任、使命についてもこれまでとなんら変わるものではない状況にある。

全島避難から避難指示解除に至るまで、三宅島では食中毒等飲食に起因する健康被害の発生は無かった。

時にはガスマスクを着用しなければならない過酷な環境のなかで、食の安全に配慮しつつ島内における食生活を支えてきた、多くの関係者の尽力によるものである。

平成 20 年度厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）
「地域健康危機管理に従事する公衆衛生行政職員の人材開発及び人員配置に関する研究」

分担研究報告書

分担研究課題：「地域健康危機管理に従事する環境衛生監視職員の
人材開発及び人員配置に関する研究」

研究分担者 鈴木 晃（国立保健医療科院）
研究協力者 八木 憲彦（東京都医学研究構）
中島 二三男（東京都環境衛課）
五味 武人（東京都港区みなと保健所）
竹内 彦俊（宮崎県衛生管理課）

研究要旨

阪神・淡路大震災、宮崎県レジオネラ症集団感染事例をとりあげ、環境衛生監視員の担うべき役割と能力を分析した。震災の事例では、環境衛生の一般的業務に関連する役割（仮設浴場等）と、避難所における生活ニーズに関するものが抽出された。後者では刻々と変わるニーズを的確に把握することがまずは要請され、他職種との連携の必要性が示唆された。レジオネラ症集団感染の事例では、事故発生時における営業自粛要請のための情報収集力などが重要であると同時に、事前指導・監視業務など日常業務のなかで危機管理意識の醸成も要請されていることが示唆された。

【キーワード】

阪神・淡路大震災 レジオネラ症集団感染 避難所の環境衛生 営業自粛要請

A. 研究目的

過去の具体的な健康危機管理事例をもとに、環境衛生監視員に求められる地域健康危機管理に関する役割とそれに必要となる能力を明らかにすることを目的とした。地域健康危機管理に従事する公衆衛生技術者の役割については、いくつかの職種ですでに検討がなされているが、環境衛生監視員についてはその蓄積はほとんどないといってもよい。ここでは、まず最初の試みとして、過去に発生した健康危機管理事例を

とりあげ、環境衛生監視員の業務・役割を明らかにし、それに必要となる能力を検討しようとした。

B. 方法

すでに公開されている地域健康危機管理事例を2例とりあげ、インシデント分析手法を用い、時系列に環境衛生監視員の担うべき業務・役割を抽出し、それに必要な能力を検討した。

[共通課題] 自然災害については阪神・

淡路大震災（平成7年1月）をとりあげ、兵庫県保健環境部による資料¹⁾を用いた。分析対象としたのはこのうち、環境衛生監視員の職務に関連する本庁業務と、具体的な生活衛生ニーズが相対的に豊富に記録されていた宝塚保健所管内の事実関係・保健所の対応とした。なお、なるべく課題を落とさずに分析するという全体研究班の方針を受けて、動物（ペットなど）対策についても、広い意味での環境衛生分野の課題ととらえ、検討に含めることとした。

〔自由課題〕 環境衛生監視員の専門性がとくに期待される健康危機管理事例としては、宮崎県日向保健所管内で発生した共同浴場を原因施設とするレジオネラ症集団感染をとりあげ、宮崎県福祉保健部による報告書²⁾を用いるとともに、研究協力者（当時、日向保健所衛生係）が提供した情報についても補足的に活用した。なお、平成14年の当該事例の発生を受けて、公衆浴場法、旅館業法にもとづく条例改正などが行われ、行政の対応や事業者の認識などが当時に比較して大幅に改善した。したがって、レジオネラ症をとりまく現在の環境をもとに、当時の環境衛生監視員の担うべき業務を単純に評価検討することは妥当性を欠くと判断し、まず事例発生当時における環境衛生監視員の業務とそれに必要な能力を抽出し、その際の課題に関して、現時点の環境条件下における環境衛生監視員の役割とそれに必要な能力を検討することとした。

C. 結果

1. 阪神・淡路大震災

資料1に、阪神・淡路大震災を事例とした、環境衛生監視員の健康危機管理上の役

割とそれに必要な能力を抽出した事例分析表を示した。表頭左端の「事実経過」は宝塚保健所管内のデータで、その右2列は宝塚保健所の「おもに健康課（保健師）の対応」、「環境衛生対策」であり、さらにその右3列は兵庫県本庁の「健康対策」「感染症・防疫対策」「生活環境対策」を整理し、そしてそれらから分担研究会議で抽出した「環境衛生監視員の役割とそれに要した能力」を右端に示した。

（1）環境衛生分野の諸課題

資料1の事例分析表から、避難所における課題を除いた、環境衛生の一般的な諸課題に関連して、環境衛生監視員のなすべき業務とそれに必要な能力を整理した（表1）。同表によれば、遺体処置、飲料水、し尿・廃棄物処理、入浴環境、衣料品（洗濯：主として避難所でのサービス）、動物対策、そして環境衛生関連施設・環境衛生営業施設に関して応急的に実施すべき業務があり、それぞれ対応時期に相違がみられた。また、それら業務には、それぞれ基本的な知識や技術の伝達といった能力が求められていた。

（2）避難所の生活衛生の支援活動

資料1の事例分析表から、避難所の環境衛生対策・生活支援に関わる環境衛生監視員のなすべき役割を整理した（表2）。避難所における生活ニーズ、環境衛生に関するニーズについての記述は、本庁の「生活環境対策」欄や「感染症・防疫対策」欄などにも散見されたが、それ以上に保健所の「健康課の対応」「環境衛生対策」欄に浮上していた。同一のニーズであっても、保健所の「健康課の対応」欄に最初に登場することが多く、ニーズ把握に時差が生じていた（たとえば、ダニ・布団乾燥のニーズ）。

表1 阪神・淡路大震災にみる環境衛生監視員のなすべき役割（環境衛生分野の諸課題）

	業 務				必要な能力
	～3日目	～1週間目	～2週間目	～3週間目	
遺体の処置	応急対応（棺等確保、搬送調整）			（火葬場状況調査）	遺体処置の基本的知識の伝達・搬送計画の立案調整
飲料水	応急給水	井戸水（水質検査相談）		（受水槽等状況調査）	飲料水の衛生管理の基本的知識の伝達・井戸水相談の適切な対応
し尿・廃棄物等処理	排泄場所応急確保、消毒等衛生管理指導			（浄化槽消毒指導、廃棄物・し尿処理施設調査）	排泄物・廃棄物の適正処理についての基本的知識の伝達
入浴		仮設浴場の設置調整	仮設浴場の衛生監視（公衆浴場状況調査）		仮設浴場設営・衛生管理に関する適切な判断・指導
衣料品			（クリーニング・サービス対応調整）		
動物	危険動物の逸走防止・状況調査	動物救護体制の調整	動物救護対策		危険動物に関する情報把握・動物行政全体調整
環境衛生関連施設・環境衛生営業施設		日常生活に必要な営業施設（浴場・クリーニング・旅館等）実態調査		環境衛生営業施設の実態把握と指導 環境衛生施設の実態把握と改善指導	環境衛生関連施設の現状把握と適正な指導・助言、 環境衛生営業施設の現状把握と地域の需給関係の見積り、営業実施に関する適切な助言

表2 阪神・淡路大震災にみる環境衛生監視員のなすべき役割（避難所・仮設住宅対応）

～3日目	排泄場所（仮設トイレ等）の応急確保・衛生管理指導 室内環境対策（保温・ごみ処理・換気など）
～1週間目	仮設トイレ・室内環境の衛生指導 ペット対策（人とペットの住み分け） ニーズの的確な把握と適切な対応
～2週間目	ニーズの的確な把握と適切な対応（インフルエンザ予防・衛生害虫・布団乾燥など） クリーニング・サービス（同業組合）への対応
～1ヶ月目	環境衛生・生活状況の的確な把握と情報提供（洗濯・入浴・布団干し・換気・タバコ煙・清掃など、多様で高度化したニーズ）
1ヶ月～	避難所生活環境対策（長期化に対応した環境整備方針；過密居住の緩和・間仕切り・畳導入・共同設備） 仮設住宅におけるニーズ把握と相談助言

表2にあるように、避難所での最初の環境衛生上のニーズは、排泄場所の応急確保・衛生管理であったが、その後浮上した多様な課題への対応は、実際に対応した（対応しようとした）活動のみが記述されており、必要な対応が網羅されているとはいえないと判断した。したがって、ニーズの的確な確認がまずは求められるとの整理に至った。

2. 宮崎県日向保健所管内レジオネラ症集団感染

本事例をもとに、環境衛生監視員のなすべき業務を検討しようとしたが、この事例発生を契機に、行政上あるいは営業上の環境が大きく変化した。表3は、当該事例前後の厚生労働省のレジオネラ感染症に関する主な通知を示したもののだが、日向事例の発生後にはじめて公衆浴場法の条例改正など法的規制を伴う動きがみられた。日向事例前にも、レジオネラ症防止対策マニュアルが出されてはいたが、あくまでも通知レベルであった。日向事例後の法的規制によって、衛生管理に関する認識は行政・営業者ともに格段に高まり対応も向上した。したがって、現状から日向事例を単純に評価するのは妥当とはいえないため、当時の状況下における環境衛生監視員の求められる役割と限界を整理したうえで、規制導入後の現時点での担うべき役割と求められる能力について検討した。

宮崎県福祉保健部がまとめた報告書²⁾から、事実経過、県衛生管理課・日向保健所の判断・対応などを時系列に整理し、分担研究班の議論によって、環境衛生監視員の役割とそのために必要となる能力を抽出し、事例分析表を作成した（資料2）。環境衛生

監視員の役割と能力については、当該事例発生当時（未規制時）の役割・能力と、現時点（法的規制下）でのそれを分けて作表した。

（1）未規制当時の状況下における環境衛生監視員の役割

事例分析表（資料2）で抽出された、当時の状況下での環境衛生監視員の役割と必要な能力を表4に整理した。平時における事前審査、監視指導においては、未規制でレジオネラに対する認識が現在に比べて薄かった時期であり、とくに環境衛生監視員の専門的知識・能力（たとえば危険予知についての想像力の発揮）が要件となっていた。初動時期においては、情報収集能力（たとえば施設の構造設備や管理、検体採取）と情報整理能力、さらに営業自粛要請に向けた上司及び営業者への状況説明能力も求められていた。本事例では事後の対応（施設の立入り調査・改善計画の評価確認・講習会の実施）を含めて、当時の状況下としては概ね妥当な対応がなされており、担当した環境衛生監視員および第一通報者である医師の知識と対処法がそれをもたらしたと判断した。しかしながら結果的に営業自粛を早期に達成できず、大規模な集団感染に発展したことは、平時及び初動の行政指導の限界に求められなければならない、条例改正などはその対応とみることができる。

（2）規制導入後の状況下における環境衛生監視員の担うべき役割

事例分析表（資料2）における規制導入後の環境衛生監視員の担うべき役割、それに要する能力の欄に示されるように、新たに加えられたものは平時対応と初動対応の部分であった。そこで、平時及び初動時期

表3 レジオネラ感染症に関する厚生労働省の主な通知（宮崎日向事例の前後）

	厚生労働省のレジオネラ感染症に関する主な通知	備 考
日向事例以前	<p>「温泉を利用した公衆浴場業及び旅館業の入浴施設の衛生管理の徹底について」（H11年3月29日 衛指第28号）</p> <p>「温泉利用入浴施設の衛生管理の徹底について」（平成12年5月17日 衛指第56号）</p> <p>「公衆浴場業及び旅館業における入浴施設の衛生管理の徹底について」（平成12年7月18日 衛指第84号）</p> <p>「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成12年12月15日 生衛発第1811号）</p> <p>「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」（平成13年9月11日 健衛発第95号）</p>	<p>静岡県事故について前文で触れている</p> <p>レジオネラ症防止対策マニュアルが通知され、パンフレットも提供されている</p>
日向事例以降	<p>「レジオネラ症患者の発生時等の対応について」（平成14年9月3日 健感発第0903001号・健衛発第0903001号）</p> <p>「入浴施設におけるレジオネラ症防止対策の実施状況の緊急一斉点検について」（平成14年9月20日 健衛発第0920001号）</p> <p>「公衆浴場法第3条第2項並びに旅館業法第4条第2項及び同法施行令第1条に基づく条例等にレジオネラ症発生対策を追加する際の指針について」（平成14年10月29日 健発第1029004号）</p> <p>「公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について」（平成15年2月14日 健発第0214004号）</p> <p>「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成18年8月24日 健衛発第0824001号）</p>	<p>通知前文に日向事故について触れている</p> <p>同上</p> <p>公衆浴場法の条例改正の指針を示す</p> <p>管理要領の改正は、上記指針との整合性を図る意図</p>

表4 レジオネラ症集団感染事例にみる環境衛生監視員の当時の業務と必要な能力

	業 務	必 要 な 能 力
平時	<p>構造設備の審査</p> <p>施設の監視指導</p>	<p>構造安全性の審査を厳格にできる（レジオネラの認識が薄かった時代）</p> <p>危険予知について想像力を発揮できる（新規の管理で不慣れ、入場者が非常に多い危険な状況という認識）</p>
初動	<p>施設調査（抜き打ち検査）</p> <p>上司への状況説明</p> <p>調査計画の立案</p> <p>調査情報整理と情報提供</p> <p>マスコミ対応・住民への情報提供</p>	<p>構造設備の確認・図面の読み取りが適切にできる。調査項目を整理し、適切に調査ができる。検体採取、検体処理等の手配を迅速に行える。地方衛生研究所等との調整ができる</p> <p>状況を正確に把握し、今後の見通しを含め上司に説明ができる。営業自粛に向けて説得できる。行政法上の判断ができる</p> <p>事例に対しての情報収集ができ調査計画が立案できる</p> <p>調査項目の整理ができ施設の把握が十分にできる。対策の協議に有効な情報を提供できる。調査結果をまとめ報告書を作成できる（事後）ように整理する</p> <p>マスコミに対して適切な対応ができる。住民に対して、レジオネラ症に関する適切な情報提供ができる</p>
事後	<p>施設の立入り調査</p> <p>改善計画の確認</p> <p>施設監視・検査結果の評価</p> <p>講習会の実施</p>	<p>検体採取等が適切にできる。施設の把握が十分にできる</p> <p>改善計画の評価が適切にできる</p> <p>施設の改善に関する確認ができる。検査結果を確認し支障の有無を評価できる</p> <p>レジオネラ症、施設の衛生管理に関する分かりやすい説明ができる</p>